

第4章 経過措置

- 1 第1章の規定にかかわらず、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち18対1入院基本料及び20対1入院基本料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2に規定する病院以外の病院である保険医療機関においてのみ、当該診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者について、当分の間、算定できるものとする。
- 2 第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成26年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
 - イ 区分番号D208の4に掲げるバリストカルジオグラフ
 - ロ 区分番号D289の2に掲げるキシローゼ試験
 - ハ 区分番号D293の3に掲げる心機能検査（心拍出量測定を含む。）
 - ニ 区分番号D293の4に掲げる肺局所機能検査及び脳局所血流検査
 - ホ 区分番号M001の2に掲げるコバルト⁶⁰遠隔大量照射
 - ヘ 区分番号M004の2のロに掲げる旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合
- 3 平成24年6月30日までの間における区分番号A208の注1及び注2、区分番号A212の注1及び注2、区分番号A221-2の注、区分番号B001の3の注1及び注2、区分番号B001の9の注、区分番号B001の10の注、区分番号B001の11の注、区分番号B001の16の注1並びに区分番号B001-3の注1の規定の適用については、「別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関」とあるのは、「保険医療機関」とする。
- 4 平成24年6月30日までの間における区分番号B001の4の注、区分番号B001の5の注1、区分番号B001の18の注1及び区分番号B001-2-3の注の規定の適用については、「別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科」とあるのは、「小児科」とする。
- 5 平成24年9月30日までの間における区分番号A100の注8の規定の適用については、「13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては、特定患者」とあるのは、「特定患者」とする。
- 6 平成24年3月31日において現に診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第76号）による改正前の区分番号A308-2に掲げる亜急性期入院医療管理料の亜急性期入院医療管理料1を算定している患者であって、同年4月1日以降継続して亜急性期入院医療管理料1又は亜急性期入院医療管理料2を算定するものに係る区分番号A308-2の注1の規定の適用については、「60日」とあるのは、「90日」とする。